

# 令和元年度 茨城県介護予防リハビリ専門職指導者養成研修実施要項

- 1 目 的 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向け、市町村からの派遣申請に応じ、地域ケア会議や通いの場等の多様な場において、技術的助言等を実施できる者を養成することを目的とする。
- 2 実施主体 一般社団法人 茨城県リハビリテーション専門職協会（茨城県より委託）
- 3 研修期間 令和元年7月27日（土）～令和2年1月11日（土）の期間内で6日間
- 4 会 場 茨城県開発公社、みと文化交流プラザ（水戸五軒町市民センター）、茨城県立医療大学 ほか
- 5 定 員 250名 （※新規申込者・先着順）
- 6 受講条件 ◆茨城県理学療法士会、茨城県作業療法士会、茨城県言語聴覚士会  
会員（各県士会への入会予定者は参加可能）  
◆期間内に原則としてすべての研修を受講できる方  
  
※本研修の一部は日本理学療法士協会の「地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度」と内容を同一にしておりますので、茨城県理学療法士会会員（新人教育プログラム修了者に限る）はマイページから登録することにより日本理学療法士協会の認証コース（介護予防推進リーダー・地域包括ケア推進リーダー）の習得が可能となります。詳しくは、茨城県理学療法士会会員向け案内を参照してください。  
※本研修を修了することで茨城県言語聴覚士会会員は、日本言語聴覚士協会の「地域リハビリテーション活動支援推進のための人材育成事業」である研修「地域包括ケア推進コース」と「介護予防推進コース」2コースの認証を得る事が可能となります。
- 7 研修内容 「A:介護予防推進リーダー」と「B:地域包括ケア推進リーダー」の2つの認証コースがあります。2つの認証コースを受講していただきます。  
「A:介護予防推進リーダー」は<初期研修>（共通）<導入研修><実践研修>。  
「B:地域包括ケア推進リーダー」は<初期研修>（共通）<導入研修><指定研修（認知症・活動参加）><実践研修>から構成されます。  
※初期研修、導入研修、指定研修（認知症・活動参加）にはそれぞれ免除規定があります。免除される研修は受講する必要はありません。詳しくは、『13 研修免除規程』を参照してください。
- 8 申込期限 令和元年7月17日（水）

9 受講料 無料

10 申込方法 茨城県リハビリテーション専門職協会の HP から申込み

※平成 27 年度・28 年度・29 年度・30 年度に申込・受講したにも関わらず、すべての研修を受講（免除は除く）されていない方は継続受講となります。新たな申込みは不要ですので未受講研修のみ受講してください。

※茨城県理学療法士会会員は、導入研修に限り日本理学療法士協会のマイページから、受講登録が必要です。詳しくは、茨城県理学療法士会会員向け案内を参照してください。

11 研修日程

	A：介護予防推進リーダー	B：地域包括ケア推進リーダー
初級研修	令和元年7月27日（土）※午前 <茨城県開発公社>	
導入研修	令和元年8月24日（土） <みと文化交流プラザ>	令和元年9月29日（日） <調整中（水戸市内）>
指定研修（認知症）		令和元年7月27日（土）※午後 <茨城県開発公社>
指定研修（活動参加）		令和元年10月20日（日） <茨城県立医療大学>
実践研修	令和元年11月16日（土） <茨城県立医療大学>	令和2年1月11日（土） <茨城県立医療大学>

**※会場が変更になる可能性もございます。必ず直前でホームページをご確認願います。**

12 修了証書

◆全課程を修了された方は、修了申請書を提出いただき認定となります。

（HP の修了申請書をダウンロードして提出願います。詳しくは HP をご覧ください）

◆全ての研修修了者には修了証（茨城県介護予防リハビリ専門職指導者）とピンバッジを交付。

13 研修免除規定 以下に該当する方は、所定の研修が免除されます。指定研修（認知症・活動参加）に関しては、修了書申請時に、受講の証明となります書類（受講証明書等）が必要となりますので、ご準備ください。

1) 初期研修

**理学療法士**

① 日本理学療法士協会の e-ラーニングを受講した者

② 推進リーダー推薦書の発行を受けた者

※2015 年～2018 年に士会指定事業の参加があり、士会からの推薦基準に該当する者は申請することにより「推進リーダー推薦書」が発行されます。具体的な基準など詳しくは、茨城県理学療法士会会員向け案内を参照してください。

③ 介護支援専門員の資格を有する者。

**作業療法士・言語聴覚士**

「実務経験年数が 5 年以上で下記のいずれかに該当する者」

- ① 介護保険領域で1年以上実務を行った者。
- ② 茨城県地域リハビリテーションアドバイザーを取得している者。
- ③ 介護支援専門員の資格を有する者。
- ④ 3士会主催の訪問リハビリテーション実務者研修会を終了した者
- ⑤ 茨城県地域リハビリテーション支援体制指定病院等に常勤している者
- ⑥ その他、会長が認めた者

## 2) 導入研修

### 理学療法士

2014～2018年度に茨城県理学療法士会等が実施した「介護予防推進リーダー導入研修」「地域包括ケア推進リーダー導入研修」受講者

## 3) 指定研修（認知症・活動参加）

### 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 共通

- ◆指定研修（認知症） 下記のいずれかに該当する者
  - ・認知症サポーター養成講座を受講している者
  - ・認知症キャラバンメイトを取得している者
- ◆指定研修（活動参加） 下記のいずれかに該当する者
  - ・生活行為向上マネジメント基礎研修会を終了している者
  - ・生活行為向上マネジメント実践者を取得している者

## 14 お問い合わせ先

- ◆一般社団法人 茨城県リハビリテーション専門職協会 事務局  
ホームページの『お問い合わせ』フォームよりお願い致します。